

調査結果表

当該調査 に関与し た調査者		氏 名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調 査 項 目		調査結果			担当 調査者 番号	
			指摘 なし	要是正			
				既 存 不適格			
1	敷地及び地盤						
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
(2)	敷地	敷地内の排水の状況					
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況					
(4)		有効幅員の確保の状況					
(5)		敷地内の通路の支障物の状況					
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況					
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
2	建築物の外部						
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)				乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況			
(13)				金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(14)				コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況					
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3	屋上及び屋根						
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況					
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況					
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況					
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4	建築物の内部						
(1)	防 火 区 画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況					
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況					
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況					
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				

(1)	令第120条第2項に規定する通路		令第120条第2項に規定する通路の確保の状況					
(2)	廊下		幅員の確保の状況					
(3)			物品の放置の状況					
(4)	出入口		出入口の確保の状況					
(5)			物品の放置の状況					
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況					
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況					
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況					
(9)			物品の放置の状況					
(10)			避難器具の操作性の確保の状況					
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況					
(12)			幅員の確保の状況					
(13)			手すりの設置の状況					
(14)			物品の放置の状況					
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況					
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況					
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況					
(18)			開放性の確保の状況					
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況					
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況					
(21)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(22)			物品の放置の状況					
(23)	等 排煙設備	防煙壁	防煙区画の設置の状況					
(24)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備	排煙設備	排煙設備の設置の状況					
(26)			排煙口の維持保全の状況					
(27)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況					
(28)			非常用の進入口等の維持保全の状況					
(29)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況					
(30)				乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況				
(31)				乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(32)			物品の放置の状況					
(33)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況					
6 その他								
(1)	等特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(4)			上部構造の可動の状況					
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)				付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)				付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7 上記以外の調査項目								
建築物の内部								
(1)	居室の換気		換気設備の作動の状況					
(2)			換気の妨げとなる物品の保管状況					
避難施設等								
(3)	防煙壁（佐倉市建築基準法施行細則第17条第1項第2号アに係るものを除く。）		可動式防煙壁の作動の状況					
(4)	非常用の照明装置（佐倉市建築基準法施行細則第17条第1項第2号イに係るものを除く。）		非常用の照明装置の作動の状況					
(5)			照明の妨げとなる物品の保管状況					
その他確認事項								
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無								
☐ 有（ 階） ☐ 無								
特記事項								
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月				

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法12条第3項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）及び随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。